

ベネチア市



広島市



### ベネチア市と広島市の友好協力に関する合意書

イタリア共和国ベネチア市と日本国広島市（以下、「両市」）は、友好、協力、相互理解の絆を育むという共通の意思を相互に認識していることから、多様な交流を推進し、両市間の協力関係を強化することについて、相互に関心があることから、両市の権限の範囲内で、下記合意する。

#### 第1条（目的）

この友好協力に関する合意書は、両市間で様々な交流を促進し、両市間の協力関係を強化することで、両市民間での相互理解と友好親善を深め、もって世界平和を推進することを目的とする。

#### 第2条（法的不変）

この友好協力に関する合意書は、イタリアと日本の法令や該当する国際法を遵守し、さらにイタリア側においては、EU加盟国であることに伴うイタリアの国際的責務を遵守し実施されるものとする。

#### 第3条（協力活動内容）

両市は、世界平和に向けて平和首長会議の活動において協力し、文化、観光、持続可能な開発、教育、さらにユネスコの世界遺産リストに登録されている両市の持つ世界遺産に関する知識、整備、充実の推進において、情報や経験を共有する。

#### 第4条（財政的中立性）

本合意書の実施に係るあらゆる活動やそれに続く活動の経費は、政府の財政負担となることなく、両市の財源の範囲内において賄われるものとする。

#### 第5条（情報提供）

両市は、本合意書の実施に向けた取組の進捗状況についてはすべて各々の国の大使館へ報告するものとする。

#### 第6条（修正・追加条項）

本合意書への修正や追加は、両市の合意に基づき、またイタリア側においては本合意書発効時同様の手続きを経たうえで、書面により行われるものとする。

#### 第7条（解釈の相違）

本合意書の解釈や実施における相違は、両市間の直接的協議を通じ、平和裏に解決することとする。

#### 第8条（効力と期間）

本合意書は署名により効力を発するものとし、その期間は3年間とする。協定は、書面でのコミュニケーションを通じ、各々の国の法律に定められた手続きに則り、両市間で更新することができる。両市は、他方へ書面で通知することにより、いつでも本合意書の効力を無くすことができる。

2023年11月6日、ベネチアに於いて英語、イタリア語及び日本語で署名された本書において、全ての文言は等しく正文である。解釈に相違がある場合には、英語の文言が優先されるものとする。

ベネチア市

ベネチア市長  
ルイージ・ブルニャーロ

広島市

広島市長  
松井 一實